

令和2年5月11日

門司通関業会会長 殿  
日本関税協会門司支部長 殿

門司税関

業務部管理課長 黒木 利幸  
( 押 印 省 略 )

**新型コロナウイルス感染症等の影響の特定災害への指定等に伴う  
期限の延長等に関する取扱いについて（周知依頼）**

貴会会員の皆様方には、平素から税関行政の円滑な運営に格別のご理解とご協力を賜っておりますことを厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年5月11日財務省告示122号により、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響（以下、「措置等の影響」という。）が、関税法第2条の3第1項に規定する「特定災害」として指定され、全都道府県が同項に規定する「指定地域」として指定されました。

これらの指定に伴い、措置等の影響によって行うことが困難であった申請・納付等について、関税に関する法律に基づく申請等の期限の延長や関税関係手数料の軽減・免除等を行うことが可能となります（税関ホームページ参照）。

つきましては、ご多用中誠に恐縮に存じますが、貴会会員及び輸出入者等関係される皆様方にご周知方よろしくお願い申し上げます。

○新型コロナウイルス感染症等の影響による申請・納付等の期限の延長等について  
税関HP：[https://www.customs.go.jp/news/news/20200511\\_index.htm](https://www.customs.go.jp/news/news/20200511_index.htm)

**【お問い合わせ先】**

門司税関業務部収納課（050-3530-8363）